

令和3年福島県沖を震源とする地震により

被害を受けられました皆さまへ

Next少額短期保険株式会社

このたびの令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

◎災害救助法適用時の特別措置◎

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に【継続契約の手続き】ならびに【保険料のお支払い】につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望の場合は、弊社担当窓口までご連絡ください。

～弊社担当窓口～

e-Netグループ事務センター(受付窓口:e-Net少額短期保険):0120-089-998

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

| ■災害救助法適用地域と法適用日 適用地域 | | 法適用日 |
|----------------------|---|---------------|
| 【福島県】 | 福島市 (ふくしまし) 郡山市 (こおりやまし) 白河市 (しらかわし) 須賀川市 (すかがわし) 相馬市 (そうまし) 南相馬市 (みなみそうまし) 伊達市 (だてし) 本宮市 (もとみやし) 伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち) 伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち) 岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち) | 2021年2月13日(土) |

| ■災害救助法適用地域と法適用日 適用地域 | | 法適用日 |
|----------------------|---|---------------|
| 【福島県】 | 大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいつみさとまち） 双葉郡広野町（ふたばぐんひろのまち） 双葉郡檜葉町（ふたばぐんならはまち） 双葉郡富岡町（ふたばぐんとみおかまち） 双葉郡浪江町（ふたばぐんなみえまち） 相馬郡新地町（そうまぐんしんちまち） | 2021年2月13日（土） |

以上